

議案第 5 5 号

和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市税条例の一部を改正する条例

和光市税条例（昭和 3 8 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第 2 4 条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 2 0 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) (略) (3) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるものに対するもの ア～ウ (略) 2 (略) （固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第 4 5 条 (略) 第 4 6 条 法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 1 2 号の固定資産又は同項第 1 6 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第	（寄附金税額控除） 第 2 4 条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 2 0 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) (略) (3) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項及び租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるものに対するもの ア～ウ (略) 2 (略) （固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第 4 5 条 (略) 第 4 6 条 法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 1 2 号の固定資産又は同項第 1 6 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第

4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

附 則

4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定及び

附則第４条の２を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条ただし書の規定による改正後の和光市税条例第２４条第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８の２の規定により特定寄附金とみなされるものを含み」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項及び租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８の２の規定により特定寄附金とみなされるものを含み」とする。

令和６年８月２９日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

地方税法等の一部改正等に伴い、関連規定を整備したいので、地方税法第３条第１項及び地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。